

前回（第10回）の検討会における主な意見

○－委員 ●－事務局

【網野委員より第6章「保護者への支援」についての説明】

- 現行指針第13章は保育指針にて新設され、初めて保育所における地域子育て支援や保護者への支援について言及された。これは現在においても、なお重要な意味を持っているものが含まれており、エッセンスの重要なところは継続して盛り込んでいく。
- 「保護者に対する支援」に関してはすべてが義務化されているものではないので、これを告示でどこまで示すかということについて議論が必要。その上で、告示、解説、それぞれの部分で示す事柄を確認していく。
- 保護者への支援を誰が行うか。「保育所」が行う、「保育士」が行う、その他の専門職などの職員も含めた「保育士等」で行う。この三層がある中、誰が何を行うか、誰が行うとした方がよい内容なのか等を明確にしておく必要がある。
- 最も新しい保育に関する法改正、「児童福祉法」第18条の4において、保育士の役割として、「(児童の保育及び)児童の保護者に対する保育に関する指導を行うこと」が加えられたことの意義、また、同第48条の3において、努力義務ではあるが、保育所における地域子育て支援の役割が明確にされたことの意義を十分に踏まえる必要がある。さらに「児童福祉施設最低基準」の第36条において示されている内容も重要である。
- 告示の各文章の語尾、「……すること」(義務－最も強い)、「……努めること」(努力義務)、「……望ましいこと」といった表現の違いが出てくる。どこの保育所もやった方がよいというものと、あるいは望ましいものとの整理も必要。
- 保育士の専門性と子育て支援、さらには支援とは何か、援助とは何か、相談・助言とは何か、保育指導とは何か。これらを解説の中で明示する必要が出てくる。また、子どもの権利擁護などについての記述も解説の中で丁寧に触れておく必要がある。
- それぞれの保育所の特徴や、その抱えている地域の状況・背景などを十分に考慮して子育て支援を実施することの必要性を示す必要がある。例示する内容すべてを行わなければならないということではなく、しかし、すべての保育所が行うことが望ましいということについては議論を重ねて、その趣旨で記述をしてはどうか。

【第6章「保護者への支援」について】

- (保護者の)「ニーズ」という言葉を使うよりも、例えば「一人一人の願いや必要性に沿って」などの日本語にした方がよいのではないか。
- 保育士の倫理綱領ではあえて、ニーズという言葉を使っている。それは子どもの意向や思い、要求、欲求等を福祉専門職として踏まえるという意味も含めてである。
- 「ニーズ」という言葉は「意向」「思い」などの意識レベルのものだけでなく、状況、あるいは、必要性、行動などを指す場合もある。
- 「ニーズ」ということについて、保護者の置かれている状況は保護者の思いなどとは別の要素もある。そこに対するアプローチも必要。「潜在的なニーズ」なども含め、実は

他の形で援助を求めているということを察知する保育士の専門性が必要。これは虐待のケースの場合でもよくあるである。

- 子どもの意向・福祉を実現するために、親を支えていくことはどういうことなのか、親のニーズに応えるとはどういうことなのか、親のニーズという言葉の中で保護者の過剰な要求が現場を疲弊させてしまうのは本来ではないだろう。
- 「個人情報の保護等に留意すること」について、支援の基本として、特に倫理の観点から最初に位置付けたが、表現の仕方、示す順序などについて検討してもよい。
- 現場においては、「個人情報保護」ということへの過剰反応があり、例えば保育者同士で子どもについて話をする事さえも、ロックしてしまうということがある。
- 「個人情報の保護等に留意する」を、ここに出すことがよいのか。あるいは、第7章の職員の資質向上で触れるのか、確認する必要がある。
- 当然第7章にも「個人情報保護」等の課題は含まれると思うが、第1章のたたき台案の「4.保育所の社会的責任」のところにも盛り込まれており一番の原則である。
- 個人情報の問題について、「児童福祉法」第18条の22に、「保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても、同様とする」とあり、どこかにきちんと書いておかななくてはいけない。
- 今までの議論で事業者の責務と職員の責務が混ざっている気がするので、そこは整理した方がよいのではないかと。個人情報の保護は事業者の責務で、守秘義務は個人の義務であり、個人に関するものは第7章に入れてもよいが、事業者とは保育所であり、それは第1章と、整理した方がよい。
- 保護者同士の関係づくりという支援の視点をぜひ新たに入れていただきたい。また、解説書には、さまざまな支援メニューを例示するとよい。
- お互いの子どもが遊びやけんかなどでかかわり合って育つことを、保護者が理解できるように保育士がその専門性をもって働きかけるということも重要である。
- 保護者との関係は、保育園でも大変重要視しているところである。今、保護者が求めているのは、例えば子育てのヒントやコツであり、実際に見せたり伝えたり具体的に示したりすることが保育園ならではの子育て支援だと思う。また、親の役割をある程度はつきりさせた方が、それに対する補完や援助が保育園でやりやすいのではないだろうか。
- まず、「①子どもの意向や思いを尊重し子どもの福祉を重視すること」とあるように、現場では子どもの幸せのために、親への支援があるという視点を忘れてはいけない。
- 保育所における保護者はみんな子育てに何か問題がある家庭のような、何かしてあげないと普通の家庭にならないようなニュアンスを感じる。むしろ、親子が日常的に触れ合い、保護者が子育ての喜びと自信を得て、子どもが家庭でともに過ごす幸せを感じるなど、もっと当たり前の家庭の姿を打ち出すことが大切ではないか。
- 保育園の保育士が保護者を指導する、助言するというと、どうしても保育士と保護者の関係で保護者がいろいろ援助してもらい、サービスを受けるというスタンスが強いように思われる。保育所と保護者のパートナーシップ…、保護者の力をもっと保育園で利用するなどの視点はないのだろうか。
- 参考資料としてお配りした重点戦略検討会議においても、保護者のいわゆる保育所への運営への参画や、意見を聴取するという視点が盛り込まれている。もちろん、この子育て

て支援のところで取り組みをどうするかという問題と、保育の計画や評価に関連する問題としてどう考えるかという視点もあり、その辺も合わせて議論いただきたい。

- 全体的な文章から受け止める雰囲気から、ごく一般的な状況の家庭支援、保護者支援が少し感じ取りにくい。子育ての喜びが感じ取れるようにといった共通認識、子育て支援の基本的な姿勢が感じ取れるような記述の検討をお願いしたい。
- 保護者が主語になる文章を織り込んでいかないと、何か問題のある保護者を常に指導しているというような雰囲気から逃れられないのではないか。保護者の主体性をベースに保護者像を描いた文章も必要なのではないか。
- この章は「援助をする」ということが主眼であり、パートナーシップ・参加の問題は、ここではないのではないか。しかし、ここで原則論のような形で1項入れておいて、2番から後を「支援」という形にしていくことも考えられる。
- 「保育所の役割・機能」のほとんどを保育士が担ってしまっているようで、施設長の役割が見えてこない。それでは本来の保育所の機能が構造的にならないのではないか。
- 保護者が保育所を理解するためにも、保育所は保護者に対し保育内容や子どもの様子をもっと丁寧に説明し、保護者と子育てを共有できるようにすることが必要である。
- 解説の中で踏まえておいた方がよいと思われることとして、「児童福祉法」の上位の法律である「社会福祉法」の中にも、事業者の責務といったことが書かれおり、これに目配りしておいた方がよい。また、苦情解決の仕組みについて触れておくことも大切。
- 昨今では、心理職等の専門職が、現実に保育現場に入っている所が増えてきており、専門職集団が共同して援助体制をつくり、保護者への支援を行うということが、既に現実に始まっていることも解説に盛り込むべきである。
- 「一人一人」という言葉について、子どもに対してだけでなく保護者に対しても同様であり、保護者というものをマスとしてとらえてはならないだろう。
- 保育所が、保護者との関係を結ぶことからさらに、保護者以外の地域にも関わりをもっていくことが必要である。子どもの育ちを地域で支えるための支援も求められる。また、保育所が地域の子育て支援資源や人材の支援も行うということも、やっていただけるとよいのではないか。特に、認可外保育所や家庭的保育(保育ママ)への支援のようなことも視野に入れた地域の支援も考えられるのではないか。
- 子育て家庭のネットワークなどについて、わかりやすく提示したらどうか。あるいは「地域の子育ての拠点として機能」の一つとして入れてもよいのではないか。
- 「地域における子育て支援」の記述内容は、従来の指針より文言でいうと後退しているという誤解が生じることも考えられるが、意図的なことがあってのことなのか。
- 告示となると、最低基準の取り扱いになり、規範力や拘束力が出てくる。それとともに、資料にもあるように、保育所が地域の様々な子育て支援の取組や資源などと連携しながら併せて、全体として伸ばしていこうという趣旨である。どちらかというところ、これまで保育所中心に展開されていた子育て支援を「次世代育成支援対策推進法」以降、地域社会全体で子育てを考えていくという視点において、保育所だけでなく、その辺との連携・ネットワークを図っていくということが強められる。
- 以前の「保育所保育指針」改定当時は、子育て支援のため在宅サービスが法定化されていなかったという事情があり、保育所が地域に密着した社会資源としてそれを担わざる

- を得なかった。「児童福祉法」改正で、在宅サービスについては平成 15 年から法定化され在宅サービス事業者がそれを担っていくという形になり、整理していく必要がある。
- 一時保育は確かにどの園でもとても重要なことだが、実際に一時保育を実施していく上では課題も多く、厳しい状況もあるのではないかな。
 - 地域の子育て支援に取り組むことが、保育所の保育士自身の資質の向上になっていくような意味合いを、入れていただきたい。
 - 解説書の方で「地域の保育資源」の中にベビーシッターだけでなく、ファミリーサポートセンターも必要。
 - 子育て支援に関する様々な取組、実施体制や事例等を提示してほしい。
 - 具体的な資料として出せば出すほど、やはりそういう特別なことをしなければいけないのではないかと思われるのは本筋ではないような気がする。何か特別な事業をいろいろな所でやってくださいということ伝えるのが目的ではないのではないかな。
 - 保育所が次世代育成の観点から職場体験として多くの小、中学生、高校生等を受け入れていること、例えば今、高校からは「職場体験受入指定園」というシールまで届いている、そうしたことをどこに盛り込んでいくのか。
 - 文部科学省の方では地域交流しながら子育ての意味を伝えていくということで、地域との連携の中に入っている。
 - 様々な事柄に保育所が取り組む上で、保育の環境そのものの整備が付いて回るということ、保育の環境整備の課題があるだろう。
 - 親が子育てをすること、保育園がそれをどうサポートしていくのか。あるいは親と一緒に保育をしていくこと、それから親も理解や知識を深め、一緒に生活しながら親として育つ。そのようなことが支援の基本になるだろう。「保育指導」という言葉は行政上、法律上使われているが、「保育指導」にしろ「相談」にしろ「助言」にしろ、そこにある一番大事なものは何なのかということ踏まえ、さらに検討していきたい。
 - やはり親は一くくりではない。援助が必要な親もいるし、普通に一緒に楽しむだけでよい人、ちょっとしたヒントが必要な人、虐待等の援助が必要な人など様々であり、それぞれにそれぞれの対応がある。

【高野委員より第 5 章「健康と安全」についての説明】

- 基本的な理念は、子どもの命を守るということ、そして健やかに育てるということが、保育の一番の基本的な目的であり、それを受けて、様々な保育活動、保健活動が展開されていくということを土台として、第 5 章の骨子を考えた。
- 子どもの健康状態、発育・発達状態をしっかりと踏まえ、それによって、一人一人の子どもの健康増進を図るということ。一人一人の子どもの健康増進が図られるということは、保育所の子ども全体の健康増進につながっていくことでもある。
- 子どもは未熟故に疾病異常や事故が発生しやすい。その上で、家庭との連携、地域との連携、そして看護職や栄養士など保健関係の専門職の必要性も踏まえて考えている。
- 今回の告示の中においては、子どもの健康と安全に関わる理念や基本方針や基本路線を示すということと、他章との関わりを踏まえることが重要だろう。
- 今回の指針の中に新たに盛り込まれる「食育」について、第 3 章の保育の内容との関連

を踏まえながら、保育所における食育の推進を図っていくことが求められる。

- 案として、1番目の「子どもの健康支援」、2番目の「環境・衛生及び安全管理」、3番目の「食育の推進」のあとに、4番目として、健康安全、食育を行っていくための体制とはどうあるべきなのかということが加えられた。
- 「健康増進」の箇所に「健康診断」なども含まれるが、「児童福祉施設最低基準」による年に2回の健康診断の回数について、せめて2歳ぐらまでの子どもの健康診断の回数を増やすなど、これを機会に検討することができないだろうか。
- 保育所において感染症の予防は重要な事柄である。感染症の予防と発症に対しては、地域や保護者との連携が必要であり、具体的な対応を示していくべきであろう。
- 2番目の「環境・衛生管理及び安全管理」の中では、環境、衛生管理の問題、事故防止の問題、災害時の対応等があるが、指針の中においては「児童福祉施設最低基準」をベースにした内容になると見ていただいてよいのではないかと。
- 保育士だけでなく、医師、看護職、栄養士などの専門職、また地域の様々な専門機関との関係の中で、健康の問題や食育の問題に取り組んでいく。そこでは施設長の役割なども踏まえて体制を整えていくことが重要である。

【第5章「健康と安全」について】

- 特にこの章では、「児童福祉施設最低基準」では規定されていない専門的職員との関係が非常に大事なところである。「専門性を生かして」の保育が求められる。
- 「～を行うことが望ましいこと」と、「～対応に当たること」など、努力義務と義務との整理を確認することが必要。
- 事務局としても、語尾で書き分けをして、その段階・程度を表すという形にさせていたでいる。具体的にそれぞれをどう解釈するかについては、また全体を通して見て、さらに精査しないといけないだろうと考えている。
- 「保護者に連絡し協力を求めること」ということを、単にお迎えに来なさいというニュアンスだけではなく、保護者に対して発生状況を伝えたり、看護の注意点や方法、情報をなど伝えてあげることが大切だろう。
- 「直ちに囑託医、市町村、保健所等に連絡し」とあるが、今のところ、そのようなことをしている病気は本当に限られた重篤な伝染病などの場合だけだろう。感染症の中には、例えば水ぼうそうや手足口病やいろいろなものがあり、これは学校伝染病だったら全部した方がよいかどうかは、現状と合わないような気がする。
- 子どもは、特に乳児期のときには病気やけがをしやすいという特性がまずあり、それに対してどのように健康と安全を守っていくのかということがあった方がよい。保護者に対し0歳児の入園のときなどには、病気はこれからはまずということを覚悟してもらい、けがもしますよということを伝えておくことも現場では必要である。
- 第2章の「子どもの発達」の中でもう少し、きちんと子どもの発達について埋め込んでいけばよいのではないかと。
- 「囑託医や子どものかかりつけの医師などと相談しながら」とあるが、これは子どもが小さければ小さいほど囑託医とかかりつけの医師の判断がかなり違うことがあり、そのときはどのようにしたらよいのか。

- 病気の種類やいろいろなことによって位置付けが違って来るであろう。
- かかりつけ医が専門医であって、嘱託医が子どもとは異なった領域の医師であることも、地域によってはある。その辺は園長先生が適切に判断して、場合によっては第三の小児科の先生にジャッジメントをお願いするなどの現実もある。
- 「嘱託医と相談するなど」になっているが、「嘱託医などに相談する」とした方がよいのか。この辺りの整理が必要かと思われる。
- 「虐待と不適切な養育」というものが、どのように区別されるのか。また、健康支援ということで述べられている中で、虐待や不適切な養育に飛ぶまでの、もう少し日常的なものをここに出さなくてよいのか。身体観察、体を見るということは、虐待や不適切な養育を早期に発見することだけではないのではないのか。
- 子どもの身体を観察することと虐待の早期発見について、このままの書き様では誤解があるように思う。
- 虐待等についての記述は現行の指針をそのまま受けてきたという経緯がある。
- 現行の「保育所保育指針」にあるアトピー性皮膚炎と乳幼児突然死症候群は、この告示の中から抜けるのか、または、解説の中には入るのか。
- 一つ一つの病気を示していくのは解説の中でしっかりとおさえていく。告示においては基本を示していくということになるだろう。
- 第3章「保育の内容」の「乳児保育に関わる配慮事項」のところに盛り込まれるものもある。第3章の解説の部分には、SIDSについてなど盛り込まれることになるだろう。
- 医師や看護師ではない保育士が「疾病等を認められる」のかどうか。断定的に言うのではなく、例えば「疑い」などという言葉を入れたらよい。
- 保育士は、発熱、嘔吐(おうと)、下痢、けいれん、呼吸困難、チアノーゼ等、そういう症状を把握することはできる。その把握したものについてその後の診断的なことはできない。あくまで症状から類推して助言をする範囲で指示までは無理だろう。
- 参考資料にあったように、実際の看護師の配置率が全国平均で常勤職が18%ぐらい、非常勤を含めて30%ぐらいであり、8割から7割の保育園においては看護師がいない中で、いつ症状が急変するかわからない乳幼児を受け止めている。そのような中で、子どもの症状の観察等をする保育士の役割は重要である。しかし、用語的に「判断」という言葉になると、医学的な診断に近いことになるので、用語については慎重に精査する必要があると思う。
- 「疾病等への対応」で、感染症を厳格に見て発生を把握した段階で直ちに連絡するとなれば、多分嘱託医と市町村と保健所には常時電話が鳴りっ放しになると思う。告示で義務付けること自体は一つの方法だが、現実的な対応がつかれるかどうか。
- 保健管理上の体制や環境が整っていない中で、告示として厳格な縛りを設けることはし難い。けれども解説書の方には、かなり踏み込んだことを書かざるを得ない。
- 保育所でのけがというのは保護者とのトラブルの最大の項目だろう。事故やけがの発生の場合には、前後の状況を踏まえて保護者への連絡説明を十分に行って、保護者との信頼関係を重視した対応をするということを記してほしい。
- 1の「子どもの健康支援」を「子どもの健康と安全の支援」にして、病気が発生したときの対応だけでなく、事故が発生したときにも含む整理があり得るのか

という気がする。

- 病気とけがの両方を入れて文章化していたつもりなので、再検討したい。
- 「子どもの食事などの衛生管理に注意すること」とあるが、O157の一件以来、いわゆる自然物を育てても保育園では生で食べられないという状況がある。これぐらいの表現だと、「子どもの食事」は主に給食のことを意味しているのとらえて、少しは食べられるようになるのか。
- 動物の飼育もそうだが、食育実践の調理体験などについて、当然ながらO157のような対応が必要であり、それを含めて、全職種の中で共通の理解をもって進めることが必要。告示にもセーブした保育だけを行わないという趣旨を入れていく必要があると思う。
- 看護師や栄養士その他の専門職の役割について、第6章でも若干触れておいた方がよいのではないか。
- 食育の取組について、幼稚園と保育所が共通理解を図り、衛生管理に気を付けながらも食体験も大事にすると併記するとよいのではないか。
- 参考資料3「保育所における食育に関する指針」の概要版であり、その中には、植物を育てながら食べ物を作り出すという体験の場を充実させていくことも含まれている。当然ながら集団保育の場においては、O157等の食中毒の予防や対応も担保しなければならない。その両方を視野に置きながら大人の配慮をしていくことが重要である。解説には、そういった趣旨も含めて配慮事項を書き込む必要がある。
- 食中毒の問題は、基本的に視点が違ってくると思う。食の安全の意味をそこでどう踏まえていくのかも、また一つの食育になってくるという気がする。
- 食育とは作ることや衛生管理もさることながら、食べる楽しさが非常に重要だろう。その楽しさを共有できる場面といったものを、しっかりと書いていただくことがよい。
- 食育や健康の問題を保育計画、指導計画に位置付けるということについての記述の整合性を確認してほしい。「保育内容」における5領域の「健康」との整合性も必要。
- 「食事基本法」に基づいた食育推進基本計画の中にも、保育所の場合であれば保育計画に位置付いたとか、連動したという表現がされている。
- 保護者の相談の中でも、午睡と食べ物の好き嫌いの問題は多い部類に入る。解説なりに子どもの食事や好き嫌いの考え方を書いていただけないかと思う。
- 食文化ということについて、重要ではあるが、「文化」という概念を保育指針に登場させるのは、たいへん難しいのではないか。
- 文化はこうあるべきだというのではなく、外国人もいるということで、それぞれの持っている文化を大事にするということや文化を意識するということは入れてほしいという気がする。
- 子どもの日常を支える保育士の姿が弱いのではないだろうか。保育士以外の「専門職員」「専門的職員」などの位置付けが不明瞭である。指針全体の中で見直しが必要だろう。
- 給食の食材について、その安全性を踏まえ、保護者に情報提供していくことについても考えていただきたい。
- 先ほど検討した第6章は「1.保育所における保護者に対する支援の基本」で、第5章でいえば「健康・安全及び食育の実施体制等」に含まれている内容が重なっている。第5章と第6章では示し方が違っているが、これでよいか検討していただきたい。

現 行	改 定 案	改 定 案
<p>(局長通知) 第1章 総則 前文 1 保育の原理 (1) 保育の目標 (2) 保育の方法 (3) 保育の環境 2 保育の内容構成の基本方針 (1) ねらい及び内容 (2) 保育の計画</p> <p>第2章 子どもの発達 1 子どもと大人との関係 2 子ども自身の発達 3 子どもの生活と発達の援助</p> <p>第3章～第10章 発達過程区分ごとの保育の内容 (区分 6ヶ月未満児、6ヶ月から1歳3ヶ月 未満児、1歳3ヶ月から2歳未満児、 2、3、4、5、6歳児の8区分)</p> <p>1 発達の主な特徴 2 保育士の姿勢と関わりの視点 3 ねらい 4 内容 5 配慮事項</p>	<p>(告示) 第1章 総則 1 趣旨 2 保育所の役割及び機能 3 保育の原理 (1) 保育の目標 (2) 保育の方法 (3) 保育の環境 4 保育所の社会的責任</p> <p>第2章 子どもの発達 1 乳幼児期の発達の特性 2 発達過程</p> <p>第3章 保育の内容 1 保育のねらい及び内容 (1) 養護に関わるねらい及び内容 (2) 教育に関わるねらい及び内容 2 保育実施上の配慮事項 (1) 保育に関わる配慮事項 (2) 乳児保育に関わる配慮事項 (3) 3歳未満児に関わる配慮事項 (4) 3歳以上児に関わる配慮事項</p>	<p>第1章 1 「総則」 児童福祉施設最低基準第35条に基づき、保育所における保育の内容、及び保育に関する運営に関する事項を定める 2 「保育所の役割及び機能」 児童福祉法第39条・同第18条の4 ・入所する子どもの最善の利益の考慮 ・家庭との緊密な協力・連携 ・環境を通して、養護と教育を一体的に行う ・地域との連携・子育て支援機能 * 「養護」－生命の保持と情緒の安定 * 「教育」－発達過程に応じた心身の発達援助 * 「子育て支援」－親や地域の子育て力の向上 等 3 「保育の原理」 ・目標 ～ 生活と発達の保障（養護と教育） ・方法 ～ 「遊びを通して」「総合的に」人権への配慮 ・環境 ～ 人的・物的・空間的な環境（相互関係） 4 「保育所の社会的責任」 ・保護者や地域への説明責任 ・個人情報保護・苦情解決</p> <p>第2章 1 「乳幼児の発達の特性」・発達の連続性・生活や遊びの連続性 2 「発達過程」・8区分の明示</p> <p>第3章 1 「保育のねらい及び内容」 ・ねらい ～ 保育の目標を具体化したもの (養護) 生命の保持に関わるもの・情緒の安定に関わるもの (教育) 子どもが就学前までに経験し、身に付けることが望まれる心情、意欲、態度 ・内 容 ～ ねらいを達成するためのもの (養護) 保育士が適切に行うべき基礎的事項 (教育) 健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域 相互に関連を持ちながら遊びを通して総合的に展開される 2 「留意事項」 すべての子どもに共通する留意事項・乳児・3歳未満児・3歳以上児それぞれの配慮事項</p>

現 行	改 定 案
<p>第 1 1 章 保育の計画作成上の留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育計画と指導計画 2 長期的指導計画と短期的指導計画の作成 3 3歳未満児の指導計画 4 3歳以上児の指導計画 5 異年齢の編成による保育 6 職員の協力体制 7 家庭や地域社会との連携 8 小学校との関係 9 障害のある子どもの保育 <p>第 1 2 章 健康・安全に関する留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日常の保育における保健活動 2 健康診断 3 予防接種 4 疾病異常等に関する対応 5 保育の環境保健 6 事故防止・安全指導 7 虐待などへの対応 8 乳児保育についての配慮 9 家庭、地域との連携 <p>第 1 3 章 保育所における子育て支援及び職員の研修など</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入所児童の多様な保育ニーズへの対応 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害のある子どもの保育 (2) 延長保育、夜間保育など (3) 特別な配慮を必要とする子どもと保護者への対応 2 地域における子育て支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一時保育 (2) 地域活動事業 (3) 乳幼児の保育に関する相談・助言 3 職員の研修等 	<p>第 4 章 保育の計画及び評価</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育の計画 2 保育の評価等 <p>第 5 章 健康及び安全</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの健康支援 2 環境及び衛生管理並びにび安全管理 3 食育の推進 4 健康及び安全の実施体制等 <p>第 6 章 保護者に対する支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育所における保護者に対する支援の基本 2 保育所に入所する子どもの保護者に対する支援 3 地域における子育て支援 <p>第 7 章 職員の資質向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設長の責務 2 職員の研修
	<p>第 4 章</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (1) 保育の計画の作成 ・ 保育の目標が達成されるように (2) 指導計画の作成 ・ 指導計画の展開 (3) 指導計画作成上の留意事項 発達過程に応じた保育、長時間保育、障害児保育 異年齢保育、虐待等の対応、小学校との連携 家庭や地域との連携、協働 2 ・ 児童福祉施設最低基準第 3 6 条 ・ 自己点検・評価の重要性 (P D C A ・ 記録の取扱) <p>第 5 章</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握 (2) 健康増進 ・ 保健計画・健康診断 (3) 疾病等への対応 ・ 感染症の予防、対応 2 (1) 環境及び衛生管理・室内外の適切な環境と衛生管理 (2) 事故防止及び安全管理 ・ 災害時の対策等 3 食育の推進「食を営む力」の育成 4 健康及び安全の実施体制等 ・ 専門的職員や職員間の連携等・計画的に実施 <p>第 6 章</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ・ 子どもの福祉を重視 ・ 保育所の特性を生かしての支援 ・ 保護者への保育指導、保護者との連携、協働 ・ 関係機関との連携や地域の様々な人材、資源などの活用 2 ・ 保護者との相互理解・様々な機会をとらえての支援 ・ 個別の援助・虐待等への対応 3 児童福祉法 4 8 条の 3 ・ 育児相談、交流の場や子育て情報などの提供 ・ 一時保育 <p>第 7 章</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ・ 職員の資質向上のための環境の確保 ・ 職員の研修の体系的、計画的実施 ・ 評価を踏まえた課題の設定 2 ・ 施設外の研修・自己研鑽の取組 ・ 職員集団の協働、課題への取組と改善